

全養協通信

平成26年1月29日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

〒100-8980 TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509

<http://www.zenyokyo.gr.jp/>

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設にお送りしています

《今号のトピックス(見出し一覧)》

1. 日本テレビ系ドラマ「明日、ママがいない」への対応
2. 臨時福祉給付金(簡素な給付措置)の実施
3. 平成26年度予算案の概要
4. 第4回社会的養護における「育ち」「育て」を考える研究発表会を開催
5. 平成26年度「児童福祉週間」の標語決定
6. 全社協・全養協からのお知らせ

《今号の同封物一覧(会員施設)》

1. 平成26年度予算案の概要(厚生労働省/家庭福祉課/母子家庭等自立支援室)
2. 「子育て支援フォーラム in 愛媛」(主催:日本医師会、SBI子ども希望財団、他)案内

1. 日本テレビ系ドラマ「明日、ママがいない」への対応

(1) 日テレ宛抗議「子どもたちへの人権侵害を招かないでください」【1月20日】

日本テレビ系列で1月15日より、ドラマ「明日、ママがいない」が放映されています。ドラマの舞台は「児童養護施設」となっていますが、その内容は実際の児童養護施設とはかけ離れたもので、そこで生活する子どもたちの人権を著しく侵害する内容となっています。本会は、1月20日付にて日本テレビ放送網株式会社(以下、「日テレ」)



記者会見を行う藤野会長と武藤副会長

に対し、そうした内容について下記の抗議文を送り、翌21日には、厚生労働省記者会において記者会見を行いました。

(日本テレビ放送網株式会社宛抗議文)

平成26年1月20日

児童養護施設で生活する子どもたちへの誤解と偏見、人権侵害を招かないでください
—連続ドラマ「明日、ママがいない」について—

私たち全国児童養護施設協議会は、全国の児童養護施設が参加し、子どもたちの権利擁護や養育の向上をめざした活動を行っています。

標記ドラマは貴社において、児童養護施設を舞台に、全10回のシリーズとして制作され、

放送予定とされています。第1回放送（1月15日）を視聴したところ、児童養護施設で生活する子どもたちの権利を侵害する内容がありました。

フィクションとはいえ、子どもたちをペットショップのペットと同列に扱ったり、暴力や恐怖心で支配・従属させるなどの表現は、子どもたちを傷つけるとともに、職員の仕事に対する意欲を失わせることにつながりかねません。また、地域社会が児童養護施設に対し偏見や誤解をもつことにつながることも懸念します。

とりわけ、私たちは、このドラマが現に入所している子どもたちや、その友人たちにも視聴されるものであり、子どもたちの生活の場である施設がペットショップのように描かれ、虐待等で心に深い傷を負って入所している子どもたちの人間の尊厳を更に冒すものとなることを危惧し、強く抗議します。

今日、児童養護施設には、被虐待経験など不適切な養育を受け、愛着の問題や心の傷を抱えている子ども、さらに障害や疾患のある子どもが増えてきており、社会的養護関係施設等における児童数は約4万7千人となっています。社会的養護、児童養護の現場では、約2万5千人の職員（約4千世帯の里親を含まず）が、日々子どもたちを保護し、回復に向けた養育や社会への自立のための努力をしています。

また、今後の社会的養護の改善の方向として、このドラマの舞台と思われる「地域小規模児童養護施設」や、本体施設の「小規模グループケア」を普及させ、家庭的養護促進を図るとともに、里親制度の促進を図り、保護が必要な子どもたちの人権を護り人間の尊厳を培う場とすべく、努力しています。

第1回放送を見る限り、このドラマはこうした動きに真っ向から対立するものとなっています。子どもたちに必要なことは、公的な児童福祉施策の充実はもとより、多くの方々に社会的養護、児童養護の子どもたちの実情を、正しく理解いただくことだと考えています。とりわけ、社会的影響力の大きい報道や放送などの関係者の方々には、今日の児童養護施設や里親などの実情を踏まえた対応をお願いしたいと考えています。

今後の企画・制作において、子どもたちや私たちの取り組みについて貴社のご理解をいただき、上記内容に関して具体的改善策を図り、誠意ある対応をとられるよう要請します。

（2）協議員に対し、入所児童に与える影響を調査【1月17～27日】

本会では、同ドラマが施設に入所する子どもたちに与える悪影響を懸念し、急きょ実態調査を実施しました。ドラマをもとに生じた問題や、視聴した子どもたちの感想など、子どもたちへの負担がかからない程度で、あげられた声などを把握しました。その結果、子どもが情緒不安定になり自傷行為に及ぶ事例や、施設に入所する子どもがクラスメイトから心ない言葉をかけられ、からかわれるなど、深刻な事例等がありました。

（3）日テレ宛改善要求（再）「子どもたちを、これ以上傷つけないください」【1月29日】

日テレに対し、1月20日付にて抗議し、誠意ある対応をとられるよう要請したにも関わらず、1月22日に放映された第2回目においても、子どもを動物扱いしたり、恐怖心で子ども

を支配する表現が多くみられるなど、改善が全く見受けられませんでした。本会は、1月29日付にて日テレに対し、施設の子どもたちがこれ以上傷つくことのないよう、子どもの人権に配慮した番組内容への改善を、次のとおり要求し、2月4日までに回答するよう求めました。

(日本テレビ放送網株式会社宛申入文)

平成26年1月29日

児童養護施設で生活する子どもたちを、これ以上傷つけないでいただきたい
ー連続ドラマ「明日、ママがいない」についてー

貴社放送の標記ドラマについては、心に深い傷を負って児童養護施設で生活する子どもたちの尊厳を冒し、また児童養護施設に対する誤解や偏見を助長するとして、1月20日付文書にて抗議し、誠意ある対応をとられたく要請したところです。

ところが、第2回放送においても、子どもをペットと同列に扱ったり、恐怖心で子どもを支配する等の表現が多くみられるなど、大変残念なことに問題の改善はみられませんでした。

私たちは、同ドラマが子どもたちに与える悪影響への懸念から、緊急に施設児童等に係る実態アンケートを実施しました。その結果は別紙のとおりですが、重篤な事例も含め、学校で心ない言葉をかけられるなど、子どもたちを苦しめる数々の事例が報告されました。

本ドラマをめぐる、様々な意見や考え方が承知しておりますが、ドラマを見た子どもたちが傷つき、また、ドラマを見た友人・知人である子どもたちに傷つけられるなどのドラマによる悪影響を、私たちは絶対に見過ごすことはできません。児童養護施設の子どもたちは、心に深い傷を抱えながら、日々精一杯生きているのです。

貴社におかれては、子どもたちの尊厳をこれ以上冒すことのないよう、私たちの思いを十分にご理解いただき、子どもの人権に配慮した番組内容への具体的改善を早急にはかっているよう、あらためて要請します。

なお、1月28日の一部報道では、貴殿ならびに制作局長の説明として、本会の改善要望には応じず、なんら内容を変更することがない旨の発表が行われたと伝えられました。これが事実であるとすれば極めて残念であり、今後誠意ある対応をおとりいただけない場合、私たちは番組の中止要求も含め、更なる対応を検討せざるを得ないと考えております。

本件に対する貴社のお考えについて、2月4日までに文書でご回答くださるようお願いいたします。

(別紙)

ドラマ「明日、ママがいない」の影響に関する実態アンケートにて、本会に報告された主な事例

- (第1話を見た後)、第2話の放送時間が近づくと、「モヤモヤする。死にたい…」と繰り返す。職員が見る必要がないことを伝えるなど支援したが、本人は気になるようで第2話の放送も見た。放送終了後に自傷行為に及び、病院で治療を受けた。(女子児童)
- クラスメイトの男子生徒が、施設の児童を「おい!ポスト!」と呼びつける。それが何度も続き、児童は言い返せず黙ってしまい、苦しい思いをした。(女子児童)

- 施設の児童が放送翌日、クラスメイトの男子グループから、「お前もどこかにもらわれるんだろ？」などとからかわれる。(女子児童)
- 親戚や友人から、「あんなひどい所に子どもを預けず、早く引き取るべきだ」と言われた。(児童保護者)

[実態報告について]

- 都道府県の本会役員67名に対し、1月17～27日の間に、ドラマがもとになって生じた問題や、ドラマを見た子どもたちの感想について、実態の報告をお願いしました。上記の事例はその一部です。
- 本実態報告は、子どもたちの心理面への負担に配慮し、子どもたちに対する一律の聞き取りや積極的な確認等は行っておりません。
- 子どものプライバシー保護や情緒の安定に配慮するため、上記に示すことのほか、施設名や施設所在地等も含め、詳細は公表いたしません。

2. 臨時福祉給付金(簡素な給付措置) の実施

～平成 26 年1月1日現在、児童養護施設に入所している児童も対象となります～

「臨時福祉給付金(簡素な給付措置)」は、平成 26 年4月からの消費税率8%への引上げが、低所得者に与える負担を鑑みて、一定の要件を満たす対象者に1人あたり 10,000 円を給付するものです。次回の税率引上げ(27 年 10 月 10%) までの1年半分を1回で支給する暫定的・臨時的な対応です。本給付は受給申請に応じて給付されるものですので、申請手続き等についてご注意ください。

住民票のある自治体が受付窓口となり、申請方法や支給の時期はそれぞれに異なります。給付金につきご不明な点がございましたら、各市町村にお問合せください。施設所在地の市町村等、入所児童の住民票のある市町村の実施予定等は厚労省ホームページにて今後公表予定です。

臨時福祉給付金の概要は下記のとおりです。

1. 対象	市町村民税(均等割)の非課税者 (同税課税者の扶養親族等および生活保護受給者等を除く)
2. 給付金額	1万円/人(生活に必要不可欠な食料品の1年半分の支出をもとに算出)
3. 加算措置	対象:児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当等の受給者 加算額:1人につき5,000円
4. 支給時期等	・申請受付開始日、支給時期は各市町村による ※26年度の市町村民税確定後 ・申請期限は、受付開始日から3～6か月程度
5. 申請先	基準日(平成26年1月1日)において住民登録がされている市町村

同様の主旨にて一定の要件を満たす児童手当受給者(子ども)を対象とした「子育て世帯臨時特例給付金」も実施される予定です(※臨時福祉給付金とは併給不可)。課税世帯についても要件を満たす場合には児童分のみ給付金が支給されます。

臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の関係は次頁のとおりです。

子育て世帯臨時特例給付金と臨時福祉給付金の関係（大まかなイメージ）

子育て世帯

- 対象となる児童の扶養者が、平成26年度分の市町村民税（均等割）を課税されているかどうか



課税

いずれか一方の給付金のみ支給



非課税

中所得者

子育て世帯臨時特例給付金が支給

低所得者

臨時福祉給付金が支給

- 平成26年1月1日における同月分の児童手当の受給者であって、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たないもの

※ただし、1月1日に生まれた児童は対象

- 支給対象者の平成26年1月分の児童手当の対象となる児童の数に応じて支給
※臨時福祉給付金の対象者は除外

<給付額>
対象児童一人につき1万円

- 平成26年1月1日において市町村民税（均等割）が課税されていない者（市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等は除外）

- 児童のみならず、これを扶養する者にも支給される

<給付額>
支給対象者一人につき1万円（加算措置の対象の場合、5千円を加算）

※ 生活保護の被保護者等についてはいずれも不支給

17

厚労省 HP(臨時福祉給付金)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/rinjifukushikyuuufukin/index.html

3. 平成26年度予算案の概要

12月末に平成26年度国家予算案が示されました。厚生労働省予算案によると、社会保障関係費は30兆2,251億円（前年比1兆2,854億円増）です。消費税率引上による増収分（5兆円）は、全て社会保障の充実・安定化に回ることとされており、「社会保障の充実」には0.5兆円、さらにそのうち「社会的養護の充実」には80億円（国・地方それぞれに40億円を負担）が当てられます。詳細は同封資料、および厚労省ホームページをご確認ください。

なお、社会的養護の充実に関わる内容は、以下のとおりです。

(1) 施設における家庭的養護の推進

既存の建物の賃借料の助成(月額10万円)や施設整備費により、小規模グループケア、グループホーム等の実施を支援(小規模グループケア、地域小規模児童養護施設、賃借対象施設のか所数増)

(2) 里親支援等の推進

○ 里親支援専門相談員の配置 ○ ファミリーホームへの賃借料の算定

○ 里親支援機関事業の推進 ○ 調査研究事業の実施

(3) 被虐待児童等への支援の充実

○ 受け入れ児童数の拡大 ○ 児童養護施設等の心理療法担当職員の配置の推進

○ 児童家庭支援センター運営等事業の推進 ○ 児童養護施設等の職員の人材確保対策

(4)要保護児童の自立支援の充実

○自立援助ホームの設置推進 ○児童養護施設の退所者等の就業支援事業

(5)児童養護施設等の防災対策の推進【新規】

施設等の防災対策を推進するため、耐震化やスプリンクラーの設置等に要する費用に対する補助

厚労省 HP(予算) <http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/14syokanyosan/>

4. 第4回社会的養護における「育ち」「育て」を考える研究発表会を開催 ～「子どもの育ちをつなぐ」暮らしの場や養育者がかわるときに大切なこと～

社会的養護における「育ち」「育て」を考える研究会（事務局：国立武蔵野学院）では、毎年度研究発表会を開催しており、本年度は3月1日（土）に国立武蔵野学院（さいたま市緑区）にて開催を予定しています。参加申込にあたっては、下記事務局宛にEメールにてご連絡ください。詳細は下記ホームページをご確認ください。

国立武蔵野学院 HP

<http://www.mhlw.go.jp/sisetu/musashino/22/syakai/sodachikenkyu260301.html>

日 時	平成 26 年3月1日(土)13:00～17:30（受付 12:00～）
会 場	国立武蔵野学院 講堂(さいたま市緑区大門 1030)
参加対象	社会的養護関係者など（参加費は無料）
定 員	200 名(先着順)

5. 平成 26 年度「児童福祉週間」の標語決定

国では、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定め、各自治体や関係団体等とともに児童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業を行っています。この事業の一環として、厚労省、全社協、こども未来財団の主催により、児童福祉の理念を広く啓発する標語を全国に募集したところ、5,647 作品の応募があり、平成 26 年度の標語（最優秀作品）が以下のとおり決定されました。選定された標語は、児童福祉週間の象徴として、広報・啓発ポスターをはじめ、全国各地で実施される各種事業、行事等で幅広く活用されます。

《標 語》 そのいっぽ みらいにつづく ゆめのまち

中西 愛美 (なかにし まなみ) さん (千葉県 7歳) の作品

6. 全社協・全養協からのお知らせ

(1) 平成 25 年度ファミリーソーシャルワーク研修会の申込受付終了

2月26日・27日に開催を予定している標記研修会につきまして、2月3日を申込締切としておりましたが、定員を超えるお申込みをいただいたため、1月24日時点で、申込受付を終了とさせていただきます。ご了承くださいますようお願いいたします。

(2) 「JX-ENEOS 奨学助成制度」平成 25 年度募集中

「JX-ENEOS 童話基金」からの寄付をもとに全国社会福祉協議会が実施している JX-ENEOS 奨学助成制度は、現在、今春の進学予定者分の申請を受付中です。

対象となる児童一人あたり 10 万円を助成します。詳細につきましては、1月7日付にて送付している実施要項にてご確認ください。

(実施要項は全養協ホームページ<http://www.zenyokyo.gr.jp/>でも掲載しています)

助成対象者	現在児童養護施設に入所している児童または、退所した 20 歳未満の方で、高校卒業後 26 年度に大学・短期大学・専門学校等への進学を予定している児童。
助成金額	10 万円／人
申請締切	平成 26 年 2 月 28 日(金)当日消印有効
助成金振込日	平成 26 年 3 月 28 日(金)予定

(3) 「鯉淵記念母子福祉助成事業」募集中

標記助成事業は、「母子生活支援施設等に入所する子等への就学資金助成」として、児童養護施設に入所する母子世帯の子を対象に助成を行っています。

上記「JX-ENEOS 奨学助成事業」との併用ができますので、対象となる児童については本制度の活用も検討くださいますようお願いいたします。詳細につきましては、1月7日付にて送付している募集要綱にてご確認ください。

(募集要綱は全養協ホームページ<http://www.zenyokyo.gr.jp/>でも掲載しています)

助成対象者	児童養護施設に入所している母子世帯の子で、高校卒業後 26 年度に大学・短期大学・専門学校等への進学を予定している児童。
申請締切	平成 26 年 2 月 28 日(金)当日消印有効 (助成人数 40 名)
助成金額	20 万円以内／人
助成金振込日	平成 26 年 3 月 28 日(金)予定

(4) 平成 26 年度の大会・研修会等の開催予定

《全養協主催》

平成 26 年度第 1 回協議員総会	5 月 14 日(水)	全社協
第 68 回全国児童養護施設長研究協議会	10 月 28 日(火)～30 日(木)	京都市
全国児童養護施設中堅職員研修会	平成 27 年 1 月(予定)	東京近郊
平成 26 年度第 2 回協議員総会	平成 27 年 3 月 3 日(火)	全社協

《全社協主催または全養協共催》

社会的養護を担う児童福祉施設長研修会(西日本)	未定	未定
社会的養護を担う児童福祉施設長研修会(東日本)	12 月 4 日(木)・5 日(金)	全社協
子ども・子育て全国フォーラム(仮称)	未定	未定
平成 26 年度ファミリーソーシャルワーク研修会	2 月 12 日(木)・13 日(金)	全社協

(5) 新規開設施設情報をお知らせください

養育単位の小規模化が進み、同一法人内外における新規児童養護施設の開設、大舎制施設の分園化にともなう新規施設の設置が進んでおります。貴施設におかれまして、新規施設の情報等がございましたら、概要（施設名、施設長名、所在、定員、創設日等）につき、本会協議員を通じて事務局までお知らせくださるようお願いいたします。

(参考) 会員児童養護施設数(全養協調べ)

	22 年度	23 年度	24 年度	現在
施設数	579 か所	585 か所	589 か所	593 か所